

「甲賀市公民館等使用自主学習団体」登録及び使用料に関する要項

甲賀市公民館

1. 目的

この要項は、住民の生涯学習の円滑な推進を図るため教育、文化、福祉など各方面において、生涯学習の活動を行っている団体及びグループ（以下「自主学習団体」という。）を育成・支援することを目的とする。

2. 団体の登録資格

自主学習団体の登録資格は次の各号を満たすものとする。

- ①生涯学習活動に深い理解と熱意のある団体
- ②甲賀市民又は甲賀市に通勤・通学する会員（過半数）で構成された団体
- ③年間6回以上の学習活動を行う団体
- ④行政機関等が行う研修会及び講習会等（例えば、環境、健康、福祉、人権などの研修会など）に積極的に参加するよう努める団体

3. 団体の登録

(1) 自主活動団体の登録をしようとするときは、甲賀市公民館等使用自主学習団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

①会員名簿（様式第2号）

様式第2号の必要事項が記入された名簿であればコピーでもよい。

②会則又は規約（別紙の形式内容が記載されたもの）

③個人情報提供承諾書

④その他教育委員会が必要と認める書類等

(2) 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、登録（以下「登録団体」という。）を行うものとする。

(3) 登録期間は、登録の日の属する会計年度末とする。

4. 登録の取り消し

教育委員会は、登録団体が次の各号の一に該当するとき登録を取り消すことができる。

①甲賀市公民館等使用自主学習団体登録申請書の内容に偽りがあったとき

②自らの営利のための事業を行ったり、他の営利事業に団体の名称を利用させるような行為をしたりしたとき

③特定の政党を支持し、または、これに反対するための政治活動をしたとき

④特定の宗教のための宗教活動をしたとき

⑤登録団体から取り消しの申し出があったとき

⑥社会的信用を失墜するほか、本要項の趣旨に反する活動をしたとき

⑦その他、教育委員会が登録団体として不適格と認めたとき

5. 登録内容の変更

登録申請後登録内容に変更が生じたときは、甲賀市公民館等使用自主学習団体登録内容変更報告書（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

6. 登録団体の紹介

(1) 市民、行政機関等の求めに応じ、登録団体に関する情報を提供することができる。

(2) 登録団体との交渉は、原則として登録団体の紹介を求めた市民、行政機関等が行うものとする。

7. 登録団体の使用料減免措置

甲賀市公民館等使用自主学習団体登録申請により教育委員会が登録を認めた団体は、甲賀市公共施設等使用料の減額及び免除に関する規則により施設使用を5割減額とする。

8. 甲賀市公民館等使用料の納入

使用料の納入は、原則として使用申請時（執務時間内）に、現金により納入しなければならない。

9. 指導及び助言

教育委員会は、この要項の適正な実施を確保するため必要と認めたとき、登録団体に対して指導及び助言を行うことができる。

10. 登録の申請

(1) 申請適用期間 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

(2) 申請提出書類

①登録申請書

②会員名簿

③会則又は規約

④個人情報提供承諾書

⑤甲賀市公民館等使用自主学習団体登録に関する確認事項

登録を希望する団体

(3) 提出先 甲賀市の各公民館またはコミュニティセンター
(主に利用するところ 1 館)